

身延の御眞蹟に就て

鹽 田 義 遜

身延寶藏の御眞蹟に就て調査したいと思ふが、かゝることは宗教の實際から見れば、或は無用の閑事であるかも知れぬ。併し宗門其のものは大聖人の生きた六十年の歴史と、その法身の舍利たる御遺文を外にしては、恐らく存在しないのであらう。故に今日に於て大聖人を知る唯一の資料は、御遺文を除いて何物もないのである。依て御遺文の研究は聖人の宗教に於ける第一資料である。

今先づ御眞蹟と御遺文との同異を定めて、本問題に入りたいと思ふ。一体御眞蹟といへば大聖人御手づから執筆せられたる、所謂御眞筆をも意味するのであるが、併し通例御眞筆といへば本尊即ち曼荼羅を意味し、御眞蹟といへば御遺文を意味する様である。若し嚴密にいへば、御本尊でも御遺文でも、大聖人の御執筆に關する限り共に御眞筆であり御眞蹟である。故に先づそれを分類する必要がある。これに就ては既に中山の常祐二師が、御眞蹟御眞筆の目録を「本尊聖教録」と呼べる如く、先づ

御眞蹟を二分して御本尊と御聖教とに分つのが適當である。前者は信仰の對象であり、後者はその説明書である。且つ前者に就ても更に佐前佐後、廣式略式、建治弘安、再治未再治等の分類はあるが、就れにしても御本尊は御本尊で、形式に多少の相違があつても、行者の信念の對照としては、高下優劣を論ずべき限りでない。御本尊は且らく置いて今御聖教に就て、中山の二師の目録に見ても、所謂御聖教の中に於て、御書、御消息、宗要、相傳、章疏、大綱、要文等の分類はあるが、御聖教に於ても大体それを御遺文と御書寫とに二分するが適當である。即ち左記の分類の中御書と御消息とは前者に當り、宗要、相傳、章疏、大綱、要文等は總て後者に屬するものである。且つ前者は又これを御述作と御消息とに分ち、後者はこれを二分して、宗要、相傳、章疏等を御寫本といひ、大綱、要文等を總じて要文といふべきであらう。而して今の研究は専ら前者の御遺文即ち御書と御消息の御眞蹟に關してである。

此の研究の對照としては縮刷を始めとして、舊録内録外、續集、他受用等刊寫諸本の原本たる、御眞蹟そのもの、研究であるが、併し乍ら門下に於て秘藏せられた御眞蹟も、既に六百餘年の歳月を経て、縮刷に就て見ても（大正九年重版、四百九十四篇）御眞蹟の現存するものは、僅かに七八十篇で全御遺文の一割五分に満たぬのである。其他は都て散逸燼滅に歸したのである。就中その中の大なる

ものが身延寶藏のそれである。

而して今の研究は實に御遺文對御眞蹟の研究であるが、これに就ては既に近年に在ては、明治三十五年縮刷刊行の時以來、稻田師等に依て粗ば完成せられたのである。併し更に全体に亘つての編年の當否、その他内容の種々の点に就て研究を完成して、始めて御遺文研究の完成を期すべきであるが、既に六百五十年後の今日、殆んど完璧に近い縮刷を見て、一度此方面に手を染めた誰でも、各時代に於ける先聖の努力の後を追想せざるを得ぬのである。以下身延寶藏の御眞蹟に就て、研究の一端を述べて見やう。

二

我等は前項に於て御遺文なるものゝ意味を豫め限定したが、若し御遺文を以て前述の如く、御書又は御述作と御消息とにするにもせよ、由來大聖人の御遺文に於て、御述作と御消息とを分別することは極めて困難の事であり、恐らくは嚴密に分類し得ぬのである。併し乍ら御遺文を以て御述作と御消息とに限定した以上、此の標準を以て現行の縮刷等を見るならば、御遺文としてはその中より更に削除すべきものは二三に留まらないのである。今その實例を擧ぐるならば、各種の「一代五時圖」の類、

「三八教」二三七、「三種教相」一四四、「今此三界合文」三九九、「後五百歳合文」四〇四、「日本眞言宗事」四〇七、等の類は、強いて御述作と見られぬではないが、恐らくは要文として御遺文からは且らく除くべきであらう。以下大体如上の目安に随つて、身延寶藏にあつた御眞蹟について述べて見たいと思ふ。

身延寶藏が珍藏した御眞蹟に就ては、御本尊並に御聖教に亘つて、随分澤山あつたのであるが、明治八年の大火に文字通り煙滅に歸したのである。その折りの届出に依れば「御本尊二十五幅、御消息十六幅、巻物御消息等九十六幅、綴卷三十六冊、御經八卷」明治八年焼失届で、御本尊と御經以外は全部が御聖教で、五六十章もあつたのである。

然らば今日何に依て之を知るかといふに、第十一代の行學朝師以來 乾二二代遠三三代奠二八代薙二九代亨三三代の各先師の「靈寶目錄」がこれを傳へる外、文化五年聖滅五二六に居士深見要言に依て出版せられたる所謂要言版御書（全十四卷。安國論、興法鑿書、安國論由來、安國論奥書、安國論廣本、一卷。開目鈔四卷、撰時鈔四卷、報恩鈔、全途狀 四卷、本尊鈔、全副狀 一卷）の「開目鈔」の最後の巻尾に「身延山秘藏以三御直筆御書」、一字一点無三相違二令三再校合一者也」と身延寶藏の御眞蹟と校合五三世日泰代の事を述べ、更にその附録として「身延山藏書目錄」を掲げて居るが、これが烏有前の身延の御眞蹟を傳ふる最後

の記録である。最古の朝師の目録は現存せぬ故に、今便宜上乾目縮冊を合はせて示せば、

要言版身延山藏書目録

乾師目録御眞蹟紙數

縮刷所在

開目鈔

六五

七四七?

報恩鈔

表裏所々欠損

五二

一四六六

守護國家論

一八半

二二〇?

立正安國論

再治本

二〇

三七三

撰時鈔

上卷

五三

一一八九?

祈禱鈔

三〇

八九四

法華取要鈔 御草案(完本中山)

中間欠損

一三

一〇三五?

佐渡御勘氣鈔 星下鈔、御振舞抄未

二一

一三九六

四條金吾殿御書 怨嫉大陣所破事

所々欠損

八

一七八九

祈禱鈔奥 前祈禱鈔女人往生鈔

延日以來

?

九〇四
四七

種々御振舞書

一九

一三八六

崇峻天皇御書

初了不足

一〇

一六四〇

身延の御眞蹟に就て

身延の御眞蹟に就て

顯謗法鈔

二五

四三〇

同 御草案

延目以來

?

法蓮鈔

一八

一一四八

太田禪門御書 御草案

延目以來

?

光日房御書

一八半

一四一四

顯佛未來記

一二

九七三
七七三

諫曉八幡鈔

所々不足

一二

二〇二一

阿彌陀堂法印祈雨事

初不足

一〇

一七八九

四條金吾釋迦佛供養事

名判切取

一八

一四四四

全女房釋迦佛供養事

一六

一八三〇

爾前二乘菩薩不作佛事

五

一〇四五

地引御書

五

二〇八〇

治病鈔 御草案

遠目以來

?

清澄寺大衆中

終一紙欠損

一三

一三七〇

王舎城事

遠日以來

?

一一四五

四條金吾殿御書

一六九五

強仁狀 御草案

一三

一三三四

方便品壽量品長行

八九行並添狀一紙

無

波木井殿御書

遠日以來

?

二一〇七

聖密房御書

一紙不足

一四

一六五九

御消息

?

無?

日本佛法傳來次第事

初十紙表裏共

二五

無?

漢土日域傳法事

遠日以來

?

一代五時圖

現存異

○御葬送次第記 裏昭朗與持四人御判

池田本覺寺日位折紙二

宗學全書上聖五三

新尼御前御返事

遠日以來

?

一〇八八

以一察万鈔 取要鈔御草案中間?

一九

?

天變地天瑞相御書

七

一三三八

身延の御眞蹟に就て

妙心尼御返事

四半

一七六七

光日房御返事

初丁不足

一一

二〇六二

新尼御前御返事

身延並安州事

遠目以來

?

天變地天御書

瑞相御書連文?

全上

?

行敏狀御會通等

延目以來

?

○大師講番帳

諸宗折伏御書

遠目以來

?

聖密房御書

四

續九九

以上四十八通であるが、其中「御葬送次第記」は池田本覺寺開山中老日位の筆であり、又「大師講番帳」は若し聖筆としても、二書共に御遺文でないから部合四十六通である。その中「取要」「顯謗法」「太田」「治病」「強仁」「以一察萬鈔」の六篇は共に御草案である。且つ「顯謗法鈔」以外の「取要」「太田」「治病」の三篇は中山に御正本が整束して現存し、「強仁狀」も京都妙顯寺に正本が九紙現存二三三六する故に、若し御正本を以てすれば、四十一通となるのである。更に此の中に於て現存の御遺文に對照すれば、「方便壽量長行」「日本佛法次第」「御消息」「漢地日域傳法事」「諸宗折伏御

書」後の「新尼御返事」の六通は、現存しない故に他の斷片やら何やら不明である。故に右四十八通中現存遺文中明確なるは三十通内外である。これに依て身延に於ける最後の御眞蹟の状態を知ることが出来る。

三

更に溯つて身延に於ける行學朝師聖滅二八以來遠沾亨師聖滅四三〇に至る、二百年間に於ける六目錄に就て見るに、身延歴代中古來朝意傳、重乾遠、脱省亨の各時代は、熟れも中興三師を以て呼ばるゝ如く、今の「靈寶目錄」がまたその事實を明かに裏書するものである。即ち御眞蹟の上に就ては、三時代は次の如く初二は蒐集時代、最後は保存時代である。若し御遺文から見れば初は正しく蒐集時代、第二は刊行時代、第三は流布時代ともいふべきであらう。

先づ行學朝師の「靈寶目錄」に就ては、既に正本を逸して居る故に、今は「身延山史」六八に依る外はないが、身延に於ける目錄も内容に就ては中山と同じく、先づ本尊次が聖教の順序になつて居る。故に今の朝師目錄もその中御遺文としては、無名の五章と共に三十六章を列ねて居るが、惜い哉執筆の年代を逸して居るのである。故に若しその年代を定めるならば、朝師入山寛正二年と入滅明應九年との

中間、即ち御在山四十年の中間、粗ぼ二十年の文明十二年 聖滅一九八頃のものとする外ない。此の目錄中特に注意すべきは、「庵室修復書」二六五七で、これは第四箱目の『御消息四紙御文、去文永十二年六月十七日合廿一行』とあるもので、若し朝師の「元祖化導記」に依れば

此御文章御消息、日朝不慮感得、大坊奉納之_三畢、全書四二

とある如く、文明十年朝師五十七歳片隈澤行學院、即ち今の覺林坊へ御隱棲の頃感得して、身延の寶藏へ納められたものである。

斯の如く朝師は一方眞蹟を蒐集すると共に、他方遺文蒐集に殆んど全力を注がれたのである。故に現に身延文庫に珍藏するもの、録内五十四冊現二〇冊 百二通、録内補闕十五冊現六冊 三十六通。録外三十四冊現一〇冊百通、即ち内外合して二百三十八通の御遺文を、手づから筆録蒐集せられて居る。加之是等の中自ら註釋したる「朝師見聞」は、實に五大部外二十一章四十四卷（宗全見聞第一卷）に及んで居る。即ち後世所謂録内外の殆んど全部が朝師に依て蒐集せられたのである。且つ後世録外の内に編入（外五四〇）せられたる、朝師感得の「庵室修復」は今の録外中に見當らぬが、これ御遺文編輯に關する一資料である。若し朝師の遺文蒐集に關する問題は又改めて述ぶることにする。

次で約百年後に當る乾遠二師の目錄であるが、これ身延の「靈寶目錄」の第二期といふべきもので

ある。先づ第廿一代寂照乾師の「靈寶目錄」に就て見るに、現存する身延の靈寶目錄の正本としては最古のものである。その内題に「身延山久遠寺御靈寶記錄、慶長八年癸卯十月十五日、日乾花押」とある如く、聖滅三百廿一年朝師の寂後二百年後のものである。これも矢張本尊と聖教との順に記されて居るが、就中今はその御遺文のみに就て見るならば、數に於ては五十三章、御眞蹟の紙數に於て約六百八十四枚である。之を朝師の三十六章に對すれば十七章の増加を見るが、紙數に於ては朝師の目錄は「報恩鈔」「八幡鈔」等の如きは全然記入がないため、四百十五枚を數ふのみで何とも仕様がなしい。斯く乾目が十七章を増したことは、勿論整理や蒐集の結果に依つたのであらうが、それ等の中名稱の判然したものに次の六章がある。

壽量品長行並送狀 現 欠

妙心尼御返事 一四六七

別當御坊御返事 續九九

四條金吾殿御書

一六九五
一六九八

崇峻天皇御書

一六四〇
一六四五

全前得道有無事 一〇四五

此の外單に御消息又は御書といふもの十六通の中、「庵室修覆書」の外は恐らくは、何れのか御消息又は御書の斷片であつた様である。

今乾目に就てその重要なる一点に就て紹介したいのは、如何に乾師が御眞蹟の保存に注意せられたかといふことである。即ち乾目は紙數は三十四枚で本尊聖教の次第は常の如くであるが、御遺文の御

眞蹟に就ては、御文の始終、並に紙數行數を始め、欠損の個所は切取又は破損の形狀まで綿密丁寧に記載されて居る。今試みに七箱の始にある安國報恩の二抄に就て示すならば、

七箱之内第一

一、立正安國論

最初御送狀一紙御文云「雖未入見參。…………故最最明寺入道後進覽之。」已上十行半

御正文二十紙 合ニ題號一 四百一行

奥書文應元年庚申太才勘之

一、報恩抄

初ニ 御筆ニテ四卷

報恩抄 日蓮撰之

「夫老狐ハ三方乃空此日」マテ 九紙此内處々鼠食處有り（一四五一一四五五の一〇行）

「輪ヨリ已下法花經の大怨敵の中ぞかし」マデ 不足（一四五五の一〇行—一四五八の一一行）

次ニ

「況滅度後と申て未來乃世にはヨリいよく眞言盛りなりけり但」マデ 十四紙、此十四紙内ハ

一行モ無不足（一四五六の二行——一四六六の三行）

表裏共ニ御筆也

一、報恩抄

初云、三、「所謂弘決釋籤疏記これなりヨリ代々座主相承莫」マデ 已上十六紙（一四六六—九行）ムラ三ヨリ四ニ移ル間御文章相續けり。

四、「不兼傳在後輩ヨリ皆自語相違といぬぬべし、他宗の人はよも用じと」此マデ一紙、此
次一紙不足（一四七四—六行、全一三行）

御文云「義眞の正文に相違せばある」ヨリ 四末「若以毀罵刀杖打斫」マデ 十三紙已上了（一四七五—六行、一四八二—一〇行）

已上一卷廿九丁有之、已上表之分也。裏ニ又裏一裏二等ノ丁付有之。「及奪衣鉢種々資具」
已下ハ御返也。繼目ノ處何モ先後ノ紙ニ御筆カレリ。（原本七紙ヨリ十紙マデ）

斯の如く細心の注意を以て記されてある故に、現に御正本なくともその實狀を彷彿し得るのである。
故に御正本無き今日より見れば、斯の如き記録は御正本と同一價值があるのである。特に近來或は世
間學者が偽作と疑ふ所の「種々御振舞御書」の如きは、

一、「アリ文字不見」去文永五年後正月十八日西戎大蒙古國。まかせいでぬ」已上十九紙整束セリ（一三八

六一—三九六の七行）何モ御筆前後ノ紙ニカ、レリ（原十一紙）

と記せる如く、御眞作なることは勿論、現存のものも初に猶ほ文字の欠損があつた様である。何故に斯の如き記録が御眞蹟の研究には重要な資料であるかは明かである。

其他乾目に就て注意すべきことは、該目錄中の第九の「怨嫉大陣既破等」といふのは、「瑞相御書」一三三八の誤であつて、第十六の「四條金吾殿御書」一七八九がそれである。又第廿一の「一代五時鶏圖」七枚は

遠私云此御書者依_ニ日乾當山相續_ニ、從_ニ惣山遂_ニ談合_ニ被_レ送_ニ遣本満寺_ニ也

と遠師の註せし如く、本満寺に分與したのである。故に爾後の目錄に缺いて居るが、その内容は現存の就れとも異なる様である。又斷片十六通中最後の二通中、三行のものは加治左馬圓惺院日信、二行卅八字のものは西坊日近の寄附した旨が記されて居る。此点から見て當時斷片なりとも保存に努めたことが明かである。

第三に廿二代心性遠師の目錄に就て見るに、最初に「身延山久遠寺蓮祖御眞輸入函之次第。慶長十乙巳年卯月十一日、日遠花押」と記してあるが、此時にはいよゝ蒐集に努力した結果、六十五を以

て數へるのである。其中名稱の判然なるもの四十七章その他十八章で、乾目に對して斷片類としては僅に二通を増したのみである。次に乾目にあつて今缺くものは本満寺へ分與した「一代五時鷄圖」の外「強仁狀草案」「爾前得道有無事」一〇四五（此の二章は後にあるを見れば恐らく脱落したのであらう）の都合三章あるが、遠目に増加したのは左の十二章である。

八風事（四條金吾殿御返事）一四五五

波木井殿御書 二一〇七

佐渡御勘氣 御振舞鈔未分

王舍城事 一一四五

漢地日域傳法寺？

諸宗折伏御消息？

身延並安州事？

治病抄草案

妙心尼御返事？

曾我大臣御消息？

新尼御前御返事 一〇八八

天變地天事 瑞相御書斷片歟

斯く多數を蒐集するに就ては、勿論養珠夫人等の外護もあつたらうが、就中今日僞書と判明した「波木井殿御書」もあり。且つ「八風事」「佐渡御勘氣」「治病抄案」の三章は共に本妙寺の聖教目錄にも見ゆる所である。尙ほ遠師の記録に依れば元和元年再任の時までに、「守護國家論」十八枚中七枚の不足を生じ、又「興起の御書」は全年修補して第一函に加入したと記されて居る。

斯の如く乾遠兩師は重師の命を奉じて、一方には御本尊の蒐集に努めつゝ、他方には五大部外「守護國家論」「日妙聖人御書」「四條金吾御書」「地引御書」の四章を加へた、所謂慶長板百部摺を校訂刊

行したのである。

四

次で第三期ともいふべき、第廿八代妙心眞師、廿九代隆源菴師、卅三代遠沾亨師の三目録であるが、先づ眞師の目録に就て見るに、内題に「身延靈寶目録、萬治二年巳亥霜月十五日、萬治三年十二月朔日改別」とある如く、二種の目録があるが、最初の萬治二年のものは、萬治二年十一月廿七代通心境師入寂の翌月目録作製に着手し、先づ軸物だけを整理し殊に御本尊に就て、各その紙數を明細に記入したのがその特長である。次で翌三年に御聖教の整理に掛かつたのであるが、目録の最初に

以_レ暹師御改箱入日記帳一別新記置、此目録一向不_レ合候間、不_レ可_レ致_レ正者也。 萬治三年十二月朔日、日眞花押

とあるに察するに、遠師後祝要深の三師を経て、富留那暹師の時に箱の入替があつたため、従前の目録とは合はぬ故、御聖教に就いては別に一々突き合せて目録を作らずに、大体遠師の目録を踏襲した様である。故に整理した軸物になつた御消息だけを擧ぐれば、

興起之御消息 一六五七

御消息 金餅二十枚等一通整足二紙十六行 佐渡房御書 此御書新載目録

御所御返事 大豆御書(六三)十九行 西山殿御返事 續九二

武藏公御房 續九三、十六行

御消息 寶界の中上候云云

御消息 一妙合て草木の云云

御消息 朗師御寫疏中有元祖御真蹟

御消息 此親等云云、八行整師新入此箱也

の十軸であるが、「興起の御書」は本尊と共に第一函に、他は總て第三函にあつたのである。且つ此等の諸篇は、遠師再住の頃までの蒐集に拘はるものゝ様に思はれる。何れにもせよ「興起の御書」以外は眞目に於て判然したものである。

次で第五の廿九代隆源菴師の目録であるが、此時代には目録は勿論、御真蹟の保存上一記元を割したもので、延山御聖教に關しては特筆すべき修覆整理が行はれたのである。先づ「靈寶目録」の奥書に

奥京都住佐野氏喜太郎昌長、寛文八年秋凌於山海、詣于此山、靈寶悉拜覽之。悲痛表軸之纏相、懊惱麻紙之朽損。雇下於禁裏御表具師中尾七郎兵衛雅克、同御社師濱岡次左衛門貞直等三四輩。從寛文十庚戌年季秋、兩面御筆者批之裏打之。或卷紙數多者減之、或紙數少者増之、至子寛文十二壬子孟春、卷本九十六、緘本三十六、都合一百三十二軸、修飾已成就畢。依茲改古之目録新誌之者也。

寛文十二壬子歳孟春吉祥日

第二十九世隆源院日蓮花押

とある如く、寛文八年の秋京の佐野昌長なる人が參拜して、身延の御靈寶を拜觀した所、御眞蹟の表装などが齷末の上且つ非常に朽損して居つたので、早速これが修補を思ひ立ち、蒔師の諾を得て禁裏の表具師中尾雅克、經師濱岡貞直等三四人を雇い來つて、寛文十年の秋から、十二年の春まで約一年半の日子を費し、紙數なども悉く平均して、卷本九十六卷、緘本三十六冊、都合一百三十二軸として十分の手入が施されたのである。

尙ほその内容に就いて見れば、その中御遺文即ち御書並に御消息の數に於ては、全部卷軸として五十四部六十五軸、御書寫の御聖教は全部緘冊として、五十六部六十七冊で大体半々位である。これを十三函に分ち且つ録内目錄に準じて、初に御遺文次に御聖教の順に納めたのである。即ち

- | | | | |
|----------|---------|---------|----------|
| 第一函 六 卷 | 第二函 六 卷 | 第三函 八 卷 | 第四函 八 卷 |
| 第五函 十四卷 | 第六函 十四卷 | 第七函 十一卷 | 第八函 十一卷 |
| 第九函 八 卷 | 第十函 十 卷 | 第十一函 九冊 | 第十二函 十五冊 |
| 第十三函 十二冊 | | | |

右函數合十三函卷數合一百三十二軸也、

と記してこの目録を「御書並御聖教目録」と稱し、右の中第七函の第七卷までが御書で、以下が御聖教である。唯第十三函の最初に「雨祈禱事」一冊があるが、これは恐らく『三三藏祈雨事』二五四であらう。

斯の如く莖師の御代には、身延の御聖教は内容外觀共に十分の整理が行届いたのであるが、斯く十分の整理の出来たのは、朝師頃を中心として御遺文の蒐集に努力した結果、此時には録内の御書四十卷も、最初の元和板（本國寺板）に次で寛永の三板も既に世に行はれ、且つ録外二十五卷も寛文二年には刊行せられ、次で寛文九年には録内外共に刊行せられた如き、寛文時代の所謂佛書刊行の洪水時代ともいふべき時期に遭遇したのである。従つて佐野氏の發願も恐らく刊行に伴ふ、御眞蹟保存の重大意義を感じたがためであらう。此の如き状態であつた故に、當時宗門諸山には録内外の御書も完備し、研究は勿論御眞蹟の整理にも十分の據處が出来、終に身延の御聖教の根本的の整理をも結果したのであらう。斯くして整理せられた御書目録は、左の如くである。

立正安國論 首送狀一紙

一卷

開目鈔 一二三四

四卷

撰時鈔 上

一卷 已上第一函

報恩鈔 一二三四

四卷

法華取要鈔 御草案

一卷

守護國家論

一卷 已上第二函

顯謗法鈔 上下

二卷

同御草案

一卷

佐渡御勘氣 又號星下、依智御書

一卷

法蓮鈔

一卷

祈禱鈔

一卷

四條金吾殿御書 怨嫉大陣既破之事

一卷

御祈禱奧

一卷 已上第三函

崇峻天皇御書

一卷

光日房御書

二卷

阿彌陀堂法印祈雨事

一卷

種々御振舞御書

一卷

太田禪門許御書御草案

一卷

諫曉八幡鈔

一卷

顯佛未來記

一卷 已上第四函

四條金吾釋迦佛供養事

一卷

同妻女釋迦像供養事

一卷

治病鈔御草案

一卷

強仁狀御草案

一卷

波木井殿御書

一卷

清澄寺大衆御中

一卷

王舍城事

一卷

爾前二乘菩薩不作佛事

一卷

四條金吾殿御書

一卷

聖密房御書 別當御房御返事

一卷

地引御書

一卷

方便品壽量品長行 首送狀

一卷

以一切萬鈔 取要鈔御草案

一卷 已上第五函

光日房御返事 無間地獄事

一卷

新尼御前御返事

一卷

御消息 八風事

一卷

妙尼御前御返事

一卷

一代五時圖

一卷

新尼御前御返事

身延並安州事

一卷

天變地天御書

一卷

天變地天瑞相御書

一卷

行敏狀御會通等

一卷

聖密房御書

一卷

諸宗折伏御書

一卷

御書 首「いんぬべし……」

一卷

御書 首「今年春始……」

一卷 已上第六函

行敏狀御返答

一卷

日本佛法傳來次第

一卷

漢地日域傳法事

一卷

集御書 首「可引法華論……」

一卷

集御書 首「道滯……」

一卷

集御書 七切

一卷

蘇我大臣御書

一卷 已上第七函分

雨祈禱事

一冊 第十三函分

以上五十四章六十五軸が、莚師整束の身延御遺文の全部である。此の外に「庵室修葺書」等莚師の下に掲げた十軸と、他に「高橋入道御消息」「中務左衛門殿御消息」の二軸も目録の最後に加へられて居るが、後の「中務左衛門殿御消息」は乾目第十四の十月廿九日のものであらう。而して此等の十二軸は右の十三函百三十二軸とは別に御本尊箱に納められてあつたので、莚師の折には御真蹟は都合六

十六章あつたのである。これ實に聖滅三百九十年のことに屬する。

その後四十年を経て最後のものが「正徳二庚辰年又々改之、三十三世日亭花押」とある。遠沾亨師の「西土藏寶物錄」と内題ある「靈寶目錄」である。(稻田師『遺文對照記』九四頁載之)此の目錄に就いて見れば、莖目の十三函三十二軸は勿論他の十二軸もあり、更に軸物として

法華題目鈔 十五行

生死一大事等 五行

無華御消息

の三軸があり、更に第六函に「傳教等……」の二行二十字の斷片があつた故に、先の莖目の六十六章へ右の四を加へて、全部七十章が亨目に載せられたのである。併し最後の「傳教等」の斷片は

日亭代寺社司本多彈正少弼懇望故、無餘儀進之故除之

とある如く、これは寺社奉行であつた本多氏に分與した故に、亨目に依る身延寶藏の御眞翰は、實に六十九軸であつたのである。

且つ此の頃に至つては御眞蹟に對する相當の見識も出來て來た故に、「波木井殿御書」の如きは僞書とまでは判じないが、莖目へも亨目へも亨師は正しく「代筆也」と記入して居る。又亨目に依れば「庵室修覆書」は「寶藏出有」と註せる如く、今日の通り寶藏に懸けてあつた様である。

五

以上が身延にあつた御眞蹟の全体であるが、最後に是等を現在の御遺文に對照して見るなら、享貞六十九通の中明かに現在しないものは、函入の五十四章の中

方便壽量長行並送狀

一代五時圖

諸宗折伏御書

日本佛法傳來次第事

漢地日域傳法事

蘇我大臣御書

並に「御書」二通、「集御書」三通の都合十一章と、其の外十五軸の中

佐渡房御書、

高橋入道御消息、

中務左衛門殿御返事

並に「題目鈔」「一大事」の二斷片「御消息」六通合計十一章で、即ち六十九章中廿二章は斷片若くは全く現在しないものである。此の外「強仁狀」「取要鈔」「以一察」「治病鈔」「顯謗法」「太田鈔」の六章が御草案であり、「波木井殿御書」は偽書である。且つ「阿彌陀堂祈雨」は「御振舞鈔」並に「光日房御書」の斷片であり。「佐渡御勘氣」は矢張「御振舞鈔」の斷片であり、「天變地天事」は「瑞相御書」の斷片であり、「祈禱鈔奥」は「祈禱鈔」の斷片で合計四大斷片で計十一章ありとすれば、六十九章中三十三章は他の斷片又は現在不明のものである。故に現に御遺文に存するものとしては、次の三十六章に外ならぬのであるが、今御眞蹟の枚數、完不、並に縮刷の所在を示せば

- 一、守護國家論 一八枚半 二二〇
- 二、立正安國論 二〇枚 (完) 三七三
- 三、顯謗法鈔 二五枚 (完) 四三〇
- 四、上行菩薩結要付屬口傳九枚 (完) 四五八
- 五、大豆御書? (完) 六三四
- 六、行敏御返事? 六八二
- 七、行敏訴狀御會通? 六八三
- 八、開目鈔 六五枚 (完) 七四七
- 九、祈禱鈔 三〇枚奥? (完) 八九四
- 一〇、顯佛未來記 二五枚 (完) 九七三
- 一一、爾前得道有無御書 五枚 一〇四五
- 一二、新尼御前御返事? 一〇八八
- 一三、王舍城事? 一四四
- 一四、法蓮鈔 一八枚 一一四八
- 一五、撰時鈔 上五三枚 一一八九
- 一六、三三藏祈雨事 二四枚 (完) 一二五四
- 一七、瑞相御書 七枚外? 一三三八
- 一八、清澄寺大衆中 一三枚 (完) 一三七〇
- 一九、種々御振舞御書 一九、五二一枚 (完) 一三八六
- 二〇、光日房御書 一枚 (完) 二〇六四
- 二一、四條金吾釋迦佛供養事 一八枚 (完) 一四四四
- 二二、報恩鈔 四卷五二枚 (完)? 一四五一
- 二三、四條金吾殿御返事? 一五四四
- 二四、崇峻天皇御書 一〇枚 一六三九
- 二五、庵室修覆書 四枚 一六五七
- 二六、聖密房御書 一四枚 一六五九
- 二七、四條金吾御書 九枚 (完) 一六九四
- 二八、妙心尼御前御返事 四枚半 (完) 一七六五

二九、四條金吾殿御返事 八枚 一七八九 三〇、日眼女釋迦佛供養事 一六枚(完) 一八三〇

三一、諫曉八幡鈔 一二枚 二〇二二 三二、光日上人御返事 一一枚(完) 二〇六二

三三、地引御書 五枚(完) 二〇八〇 三四、西山殿御返事? 續九二

三五、武藏殿御消息? 續九三 三六、別當御房御返事? 續九九

斯くて右の御眞蹟並に幾多の斷片は、明治八年の大火に唯記録のみを残して悉く焼失し、今は御眞蹟としては「九郎太郎殿御返事」二枚 一八一九の外、一二の要文斷片あるのみである。

以上焼失せる中「安國論」は別書が中山にあり、その他草案斷片の現存するものは、「撰時鈔」の草案は玉澤、「三三藏祈雨」並に「諫曉八幡鈔」の斷片は富士大石寺にある由である。

六

由來是等の身延の御眞蹟は、宗祖の滅後次第に集められて、朝師の頃には三十六章となり、且つその後次第に蒐集せられたことは、上述の目録が明確に示す所である。併し此處に一つの疑問のあるのは、中山の常祐二師の目録に見ゆるものが、身延の目録にも見ゆる一事である。これに就ては先づ中山の目録を調査した上でないと判然しない。

中山に今日も尙ほ數多の御眞蹟を藏することは、富木殿が當時の總觸頭であつたこと、御聖教を非常に重視せられたこと、就中後者に重きを置かれたからである。その事は常師の法華寺の「定置條々事」の第一に

一、聖人御書並六十卷以下聖教等不可出寺中事、

右惜聖教事雖似法慳、至借失者尙甚於彼、仍雖有何大事、出當寺困外事一向可停止之、但至要時於道場披見之事非制限、聖經目錄別紙有之(宗全 上聖部一八九)

とあるので明かである。斯くて當時の中山の御聖教は、法華寺の分は「常修院本尊聖教事」(永仁七年聖滅一五。宗全 上聖部一八五)に、又本妙寺の分は「祐師本尊聖教録」(康永三年聖滅六二。全上四〇八)に明かである。名の如く兩録は本尊と聖教との目錄であつて、今その御聖教の中御遺文のみに就て見るに、前者は「本尊鈔」より「攝受折伏事」に至るまで六十九章(外無名のもの八章あり)、後者は「安國論」より「種々災難根源」に至るまで八十章(外無名のもの三章あり)。兩録を合すれば實に一百四十九章である。就中「安國論」の如きは法華寺には、常目に依れば「具書三通有之」といひ。祐目にも「安國論並に道正狀一紙」の外、大學三郎の筆のものも一章あつたといへば、中山には「安國論」のみでも五部もあつたのである。然るに慶長の頃には現存の一部となり、且つその一部も第二十紙を失つたので、

慶長六年霜月六日に功德通師が、延山の御正本を以て寫補した(對照記二頁)と傳へる。

斯の如く安國論の事實から見ても明かであるが、常師以來隨分嚴重に取締つた中山の御眞蹟も、現在には僅に五十章を存するのみである。(縮刷は四十九章であるが、「辨尼御前御書」九八七と「眞言諸宗違目」六五二を逸し、且つ「木繪二像開眼之事」五二五は他筆の故に之を除けば、正に五十章である。

若し稻田師の「對照記」は「眞間佛供養」六三三と「一代五時圖」續一〇七と「瀧泉寺之申狀」續二〇〇とを加へぬから四十七章である) 故に現在では兩錄に傳へるもの、三分の一に過ぎぬのである。それにしても現存の全御眞蹟の約半數は中山にあるのである。

若しその散逸に就ては、現在各所に存する御眞蹟と中山兩錄とを對照すれば直ちに知り得るのである。今先づこれを身延の「靈寶目錄」と對照するならば、次の如き結果が見られる。

開目鈔

撰時鈔

報恩鈔

諫曉八幡鈔(已上法華寺分)

立正安國論

守護國家論

種々御振舞鈔

祈禱鈔

崇峻天皇御書

阿彌陀堂法印祈雨事

八風事四條金吾殿御返事

唱法華題目鈔、斷

法蓮鈔

顯佛未來記

佛法渡年代

治病鈔草案

本尊造立事四條金吾釋迦供養太田禪門御書草案

法華取要鈔草案

顯謗法鈔

佐渡御勘氣書 星下書 佛御供養日眼女釋迦佛供養（已上十八章本妙寺分）

勿論「唱題鈔」の如きは極斷片ではあるが、法華寺分四章、本妙寺分十八章都合二十二章は、中山寶藏と身延寶藏とが共通である。これ何時の時代にか中山から身延へ分興したのかも知れぬ。近くは遠師の目録の新加十二章中にさへ、既に「八風事」「佐渡御勘氣」「治病鈔」草案の三章がある。是等は且らく遠師頃としても他の大半は、それ以前の事に屬する様である。

これに就ては兩山の記録に未だ右に關する記事は見當らないが、唯親師の「傳燈鈔」に依るに、

身延山の日進聖人様と、日祐聖人は御通用ありける故に、尊師の御代まで通用ありき（宗全史傳部二四）といつて居るが、由來身延第二祖の日向聖人は房州男金の産であり、且つ上足の日進聖人は、或は阿部氏の裔で、甲州中巨摩郡今諏訪の産（統一三五五）だといふが、日進聖人が中山に親しい關係より見て、「証議論」「門葉緣起」「祖書略註」（宗全史傳三〇六、三五四、三七二）等の如く、日進聖人は姓清原氏で、下總の國會谷教信の次男であり、且つ鷲巢の小納言日源の舍兄といふ説に親しいのである。随つて「辨殿御消息」八六六の宛名等に見ゆる、大進阿闍梨は叔父であつて、建治二年大進阿闍梨が入寂した後、日進がその名を襲つて大進阿闍梨と稱したのである。且つ日進は最初を日心といひ次で日眞と改め、最後身延入山の時に日進と稱したのである。斯くて弘安六年十一月藻原の齊藤兼綱

が、妙光寺（今の藻原寺）を建立して日向聖人を開山に仰いだ。爾來日向聖人が輪番登山の留居中は弟子日進が寺務を勤めた。正應元年十月宗祖七回忌の後、波木井殿の意に依て日向聖人が第二祖として、身延に住するに及んで、日進聖人は竹之房正法院に居られた様である。故に進師と中山とは密接不離の關係にあつたのであるが、斯様の關係が「傳燈鈔」に所謂中山と身延と通用するといふ内容であらう。

七

如上の記述は甚だ抽象的であるが、これを裏書する資料としては、中山の第四世祐師の「善根記」が最も明かである。祐師は中山の大外護者たる千葉胤貞の息であつて、日高に次で法華本妙兩寺を繼いだのである。「善根記」は具に「一期所修善根記録」と稱して、祐師一代の善根録で恐らく祐師十七歳の應安七年四月頃の記録である。就中その中「身延山參詣事」には

自_二生年十七歲大聖三十三回_一正和三年始之。大略毎年令_二參詣_一。但有_二不參年_一、時又兩度參詣之年有_レ之、雖_レ然兩度參年稀有也。不參之年常有_レ之、記録紛失之間度數不_二分明_一、任_二大聖人御照覽_一而已。母儀同道兩度參詣。（宗全 上聖部四四九）

と筆を起し、最後應安元年七十二歳までの身延參詣の記録は左の如くである。

康永元壬午卯月三日（四十五歳）

全 三年甲申四月一日（四十七年）

貞和二丙戌正月十八日。十月十四日（四十九歳）

全 四年十一月八日、爲胤貞十三回忌佛事也（五十一歳）

全 六年庚寅正月十六日（五十三歳）

延文元年丙申十一月十二日（五十九歳）

全 六年三月十日（六十四歳）

應安二年巳酉二月九日（七十二歳）

右の記録から推するに少なくとも二十回以上參詣あつたに相違ない。且つ「精舎勸進造營結縁事」に依れば、身延御影堂の板本尊の金箔を造營し、又妙法尼（母堂？）造立の釋迦多寶二佛の御身に、方便壽量の兩品を書寫して納めた（宗全_{四四六四四七}）と記し、更に建武二年には本妙寺の本尊釋迦多寶等を造立して、全年四月十五日身延に於て、日進聖人導師の下に供養を營み、二十五日には本妙寺へ殿入したと記して居る。

然らば當時進師と祐師とはその年齢の差は何歳であつたかといふに、身延寶藏の進師書筆の「玄義見聞記」に依れば、進師が京都に遊學して玄義を始めたのが、生年二十五歳の永仁三年であるといふから、文永八年の誕生である。又「善根記」の記事から逆算して、祐師の誕生は永仁六年で時に進師二十八歳である。故に二十七歳の差があつたのである。而して進師の入寂に就ては、西谷の墓石を始め身延の記事は、就れも元徳二年十二月八日としてあるが、堀之内所藏の「金剛集」奥書に

法門付囑弟子日善授與之、建武三年丙子十一月日、日進判（宗全 上五七）

とある故に元徳二年後進師は尙ほ存命せられたのである。尙ほ進師は遠師目錄の向師御本尊の奥書に
延慶三年大才
庚戌十二月二十二日、付屬弟子日進法師授與之

とある如く、延慶三年四十歳にして向師の弟子曼茶羅を賜り、正和二年四十三歳にして延山第三世の法燈を繼ぎ、翌正和三年九月三日向師は七十六歳にして舊梓坂本村法華谷に寂したのであるが、此年十月宗祖三十三回忌で祐師十七歳最初の登山の年であつた。斯くて進師は延山記録には貞和二年十二月二十二日七十六歳入寂したとある。此年祐師は四月と十月二回登山してゐるが、次回は或は進師病氣御見舞とも思はれる。（新會妙顯寺の過去帳は、壽を七十二歳とし曆應五年の入寂とする。宗學全書これに依る）

以上は祐師と身延との關係であるが、若し進師と中山との關係に就ては、矢張「善根記」に依るに、祐師二十八歳の正中二年日高聖人の第十三回忌に當つて、年の十月本妙寺の造營を始め、十一月上棟し、翌年四月八日に入佛式を擧げ、十六日に身延の貫主日進聖人五十七歳を屈請して開堂式を營むと記し。又延文五年には持佛堂を造營して、五月三日身延山別頭日臺聖人四十歳を屈請して入佛式を舉行したと記してある。延文五年は祐師六十三歳の時で、貞和二年には進師寂し、越えて四年九月二十二日善師七十歳にて入寂(宗全 上聖部傳一七)し、身延は五世臺師の代であつたのである。

此等の記事から察するに、當時身延と中山とは頻繁に往復があつたのであるが、貞和五年三月七日臺師は四十六歳にして入寂し、第六世院師又應安六年六月廿五日六十二歳にして入寂し、その翌年五月十九日祐師は七十七歳にして入寂した。時に中山五世尊師五十二歳であつた。身延は七世叡師となつたが明德元年秋以來偶中山と法服問題が起り、從來の兩山の往復は此時より絶えた様である。故に果して中山の御聖教が身延に分たれたとすれば、少なくとも六世の院師頃までの間であらう。

若しその時期に於ては判然知り得ぬが、祐師の「兩寺法華本妙本尊聖教錄」が「康永甲申二月八日記」之(宗全全上四〇六)とある如く、甲申とは康永三年祐師四十七歳の時で、若し進師の寂年を或説の如く七十二歳とすれば寂後二年の執筆であり。若し「別頭統記」等の如く七十六歳とすれば、入寂二年

前となるのである。孰れにもせよ祐師の目録はその内容に於て、常師の目録より綿密の点がある（即ち「本尊鈔副狀」「大師講事」等を常修録以上に添加せる等）が、斯く綿密の目録を作つたとすれば、一方御眞蹟を分與することもあり得ぬ事であらう。且つ祐師の奥書には

此聖教彼幼稚小兒成人之時可授與之由申置上者、雖經年月不_レ忘_二此趣_一、無_二無沙汰之義_一可_レ返_レ之也。（宗全 上聖部四四六）

と充分の注意まで書かれた点から見て、少なくとも祐目執筆の康永三年以後でなくてはならぬ。此年第五世日尊は二十二歳であつた。随つて此の如き事實を綜合して、進師在命中のことではなかつた様に思はれる。

八

併し此に一つの疑問となるのは、身延寶藏にある進師の御書寫本並にその奥書である。即ち進師寫本の御書といふのは、「立正觀鈔」「富木殿」「法華行者植難事」「立正觀鈔送狀」「顯佛未來記」「種々災難起御勘文事」斷「十法界明因果鈔」斷「本尊鈔」斷の八章であるが、此の中本妙寺分の御書は「顯佛未來記」のみで、他は「立正觀鈔」並に「送狀」、「十法界」は他にあつたもので、その他の巨

篇は孰れも法華寺分の御書である。而して奥書は「立正觀鈔」と「送狀」と「未來記」に丈けで、次の如くである。

正中二年乙丑三月於三洛中三條東極、最蓮房之本御自筆有レ人書レ之。今于時正中二乙丑十二月廿日書寫之也。身延山元徳二庚午卯月中旬謹寫也。(立正觀鈔奥)

正中二年乙丑十二月廿日。今元徳二年庚午卯月十三日、於身延山久遠寺謹寫之也。(送狀奥)

今元徳二年大才庚午六月十一日、於三久遠寺御影堂北廊「寫三西尅」。(顯佛未來記奥)

此の三文に就て、注意すべきは三つの年號と、内容に具略のあること、即ち初に詳しく後に略されて居ることである。併し後を略したのは始の分で、後の記事は逆に次第に明確に記されて居る。今年月と場所とを標準として之を見るに、最後の元徳二年身延は三書一致し、月日に就ては具略はあるが、初の二つは粗ば一致し、「未來記」だけは六月十一日とある故に、約二ヶ月の隔があるのである。次で一致する点を求むれば、先の二鈔の「正中二年十二月廿日」は同一であるが、執筆せられたのは恐らく身延以外であらうが、何處とも判然しないのである。第三には先の「立正觀鈔」の正中二年三月京都で寫したといふ記事である。送狀には第三の記事はないが、御文の關係上あるものと見て支障ないのである。今以上の三点を標準として身延並に中山の御書との關係を見るに、「立正觀鈔」並に「送

狀」は兩山の目録にない故に、「顯佛未來記」に就てこれを見るに、同御書は本妙寺分の御聖教録中にあるのであるが、この奥書の元徳二年六月は恰も進師六十歳であつて、此年に身延でこれを寫したとすれば、當時この御眞蹟が身延にあつたのではないかといふ疑問である。若し果してあつたとすれば、當時或は中山の御眞蹟の一部が既に身延に分與せられたことになる。分與せられないにしても「立正觀鈔」の奥書の轉寫年月の事實から見て、今の「未來記」はいづれにしても御眞蹟の直寫でなくてはならぬ。中山にも身延にもなかつた「立正觀鈔」は當然轉寫であるが、「未來記」は中山にある御書である故に直寫と見るのが當然である。故に今の「未來記」の書寫は祐目執筆以前十六年に當る故に、恐らく分與せられたのではなく、借り出して元徳二年六月身延に於て寫されたものと思惟せらるゝのである。

若し今とは直接關係はないが、「立正觀鈔」の正中二年の書寫に就ては、御遺文の蒐集史上の事實としてこれを述ぶるならば、矢張祐師の「善根記」を見れば、祐師は二十四歳文保元年二十七歳正中元年三十七歳建武元年四十三歳曆應三年の前後四回に亘つて入洛して居る（宗全上聖部四四七）が、最初は佳山（宗全は佳山に作る、住は佳の誤植か）即ち見物で、後の二回は法問訴訟で即ち諫曉のためであつたが、第二回目は元中元年甲子四月で正しく聖教書寫のためと記してある。且つ前述の如く翌二年十月三日には本

妙寺の建立に着手し、十一月三日に上棟式を舉行した(全上四四〇)とあるから、元中元年四月以來少なくとも翌二年の五六月頃までは、京都方面に在て聖教書寫に従事したのであらう。果してさうとすれば「立正觀鈔」奥書の最初の正中二年三月洛中東極に於ける書寫は、祐師洛中聖教書寫中のものと見ねばならぬ。斯くて次の二年十二月廿日の轉寫は、左記の事情から見て本妙寺上棟式後誰人かに依てせられたものである。斯くてその後六年元徳二年は正しく進師に依て轉寫せられたものである。

如上の記事を綜合するに、元徳二年の「顯佛未來記」も進師の直寫としても、借用程度以上には見られぬ。故に中山の御眞蹟が身延に分けられたのは、祐目の康永三年後、文徳の法衣論争前三四十年間の事と見るのが妥當である。且つその御眞蹟の大半が本妙寺分であつた点が、身延に分たれる可能性を物語るものである。此の事實は身延或は中山の古文書で明瞭するかも知れぬ。併し中山から身延へ分られたのは、必ずしも文徳以前のみとは限らぬ。何となれば既に一言した如く遠師の目録に新に加へられた、「八風事」「王舎城事」等も亦中山のものであつたからである。此の点は更に研究を要する。

最後に身延の御眞蹟に就て大觀するならば、身延自体即ち直接身延に蒐集せられたものより、中山系統のものに重要なものが多かつたことは記憶しねばならぬ。且つその系統からいへば身延へ直接蒐集

せられたものは、房州關係のもの四條金吾關係のものが中心をなした様である。因に最蓮房關係のものに就ては、前述の如く中山にも身延にもなかつたし、「立正觀鈔」等の例から見れば、京都方面にあつた様である。此の事實は或る人もいふ如く、最蓮房が後年赦免せられてから、下山に送られたといふが、或は再び京都へ歸られた左證にもなり得る。殊に「立正觀鈔」や「十八圓滿鈔」など、法門の内容からもしか思惟せらるゝのである。

以上身延の御眞蹟に就て大体を述べたが、若し録内外の蒐集に就ては、稿を改めて述べてみたいと思ふ。(昭和三、一〇、二一)

右一編 擬潮明第三回忌菩提